

東京都における今後の動物愛護管理行政のあり方について（中間報告（骨子案））

第1 東京都における動物愛護管理施策を取り巻く状況

1 犬の個体数推計

(1) 犬の登録頭数

- 平成29年度の犬の登録頭数は、全国が約633万頭、都が約52万頭であり、平成24年度時点（全国が約679万頭、都が約51万頭）と比較すると、全国では減少傾向にあるものの、都においては横ばい

(2) 犬及び猫の飼育実態調査結果からの犬の個体数推計

- 平成29年度に実施した都内の飼育実態調査（以下「実態調査」という。）によると、犬の登録率は94.7%
- 犬の登録頭数と実態調査による登録率から推計した犬の個体数は約55万頭

2 猫の個体数推計

- 平成29年度の実態調査によると、都における住居形態別の世帯数から推計した飼育猫の個体数は約107万頭

3 動物による危害発生と苦情

- 犬のこう傷事故発生件数は、平成24年度以降、年間300件を上回って推移しており、平成29年度の発生件数は343件
- 動物に関する苦情件数は、平成24年度以降、年間10,000件前後で推移しており、平成29年度の苦情件数は10,559件
- 平成29年度に実施したインターネット都政モニターアンケートによると、他人のペットが原因で何らかの迷惑を感じたことがある人は約7割

4 動物の捕獲・収容、引取り

- 犬猫等の捕獲・収容、引取数の総計（以下「総取扱数」という。）は、平成29年度は1,216頭で、平成24年度の3,604頭から約66%減少
- 平成29年度では成犬、子猫の引取りが多く、子犬の引取りはない。
- 引取数が多かった子猫については、平成29年度は、所有者から9頭、拾得者か

ら 385 頭となり、平成 24 年度における所有者から 119 頭、拾得者から 1,721 頭と比べ、所有者からは約 92%、拾得者からは約 78%減少

5 動物の返還、譲渡、致死処分

- 都内で引取・収容された犬猫等のうち、平成 29 年度に飼い主に返還された頭数は、犬 191 頭、猫 24 頭、新しい飼い主や登録譲渡団体への譲渡数は、犬 217 頭、猫 287 頭、その他 2 頭
- 平成 29 年度における返還・譲渡率（当該年度の総取扱数に対する返還数と譲渡数の合計の割合）は、犬 95.8%、猫 39.7%であり、平成 24 年度における犬 79.4%、猫 17.1%と比べ、犬は 16.4 ポイント、猫は 22.6 ポイント増加
- 平成 29 年度の致死処分数は、犬 19 頭、猫 469 頭、その他 4 頭、合計 492 頭であり、平成 24 年度の犬 186 頭、猫 2,212 頭、その他 6 頭、合計 2,404 頭と比べ、全体で 79.5%減少

6 動物取扱業に関する状況

（1）第一種動物取扱業の登録数

- 平成 29 年度における都内の第一種動物取扱業登録施設数は 4,715 施設で、平成 24 年度の 3,911 施設から約 800 施設増加
- 業種別施設数は、保管業が 3,513 施設で最も多く、次いで販売業が 1,648 施設

（2）第二種動物取扱業の届出数

- 平成 29 年度における都内の第二種動物取扱業届出施設数は 85 施設で、届出制度が始まった平成 25 年度の 20 施設と比べ、4 倍以上に増加
- 業種別届出数は、譲渡し業が 79 施設で最も多く、次いで保管業が 17 施設

（3）動物取扱業に対する監視指導

- 平成 29 年度における監視件数は延べ 4,378 件で、内訳は動物取扱業の登録及び 5 年おきの登録更新に係るものが 1,628 件、苦情等を受けて実施したものが 2,750 件

7 動物由来感染症の発生状況

- 狂犬病は、日本、英国、オーストラリアなど一部の国々を除いて全世界で発生しており、海外から狂犬病などの感染症がもたらされるリスクは常に存在
- 狂犬病以外にも動物を介して人に感染する病気には様々なものがあり、ペットが介在するものも国内で発生

8 狂犬病予防注射接種率

- 平成 29 年度における狂犬病予防注射の接種率は、全国が 71.4%、東京都が 73.6% であり、平成 24 年度の全国 72.4%、東京都 73.7% と比べ、全国では 1.0 ポイント低下し、東京都では 0.1 ポイント低下

9 災害時に備えた対策

- 東日本大震災や熊本地震をはじめ大規模な災害が発生した際には、ペットの避難や避難所での動物の取扱いに関わる数多くの課題が指摘
- 平成 29 年度の実態調査によると、災害時に備えたペットの対策をしていない飼い主の割合は 4 割強
- 都内の多くの区市町村は、地域防災計画に災害時における動物の対策を記載しているが、対策マニュアルの整備等を行っている区市町村は半数以下

10 動物愛護施策に関する都政への要望

- 平成 29 年度に行ったインターネット都政モニターアンケートでは、適正飼養の徹底、業者への監視指導、動物由来感染症対策を都政に望む意見が多数

第2 動物愛護管理推進計画における各施策の取組状況

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化（施策1）

- 都民に対し、適正飼養講習会や啓発行事等の機会を通じ、普及啓発を行うとともに、啓発資材の配布やYouTube 東京都チャンネルを活用した広報等を実施
- 区市町村担当職員や動物愛護推進員の対応能力向上のための研修会等を実施

(2) 犬の適正飼養の徹底（施策2）

- 登録・狂犬病予防注射接種率の向上を目指し、都、区市町村、関係団体等が連携を図り、動物病院等での鑑札交付・注射済票交付代行を行う環境整備を推進（平成30年4月現在17区19市町村で実施）
- 犬によるこう傷事故の未然防止を図るため、パンフレットや犬のしつけに関するテキストなどを作成し、譲渡関係講習会等で配布
- こう傷事故防止のため、小学校低学年を対象とした動物教室を実施
- 都、区市町村や公共施設管理者等が協力して、事故防止や生活環境の保全のための啓発や監視指導を行うとともに、動物愛護推進員等の協力のもと普及啓発を実施

(3) 地域の飼い主のいない猫対策の拡充（施策3）

- 飼い主のいない猫対策を実施する区市町村に対し補助を実施（平成29年度38区市町村）
- 平成28年度から、協議会設置、実態調査、計画策定、協力員登録、不妊去勢手術、給餌・糞尿管理、事業評価等の総合的な取組を行う「飼い主のいない猫対策緊急促進事業」を開始（平成29年度4区市）
- 平成28年度に、都と区市町村で構成する動物行政検討会において、飼い主のいない猫対策に関する情報交換等を行い、飼い主のいない猫対策事例集を作成して全区市町村に配布
- ボランティア等活動者向けのリーフレットにより、地域住民の理解を得ることの重要性を周知
- 猫にエサを与えている人、猫の嫌いな人、迷惑に感じている人等それぞれの立場にあわせたパンフレットを作成し、区市町村、動物愛護推進員等を通じて町会・自治会等地域に配布
- 猫の飼い方に関するパンフレットやパネルを作成し、講習会や都、区市町村が実施するイベント等において活用
- 屋内飼養を推奨する動画を、大型デジタルサイネージを活用して放映
- 都内の飼い猫のうち屋内で飼養されているものは、平成29年度実態調査で

73.7%となり、平成 23 年度実態調査時の 71.6%から増加

- 飼い猫の不妊去勢手術の実施については、平成 29 年度実態調査ではメス 92.0%、オス 88.8%で、平成 23 年度実態調査時のメス 86.3%、オス 85.0%からともに増加
- 個体標識の装着に関して、猫の飼い方に関するパンフレットのほか、ペットの防災に関するパンフレットや普及啓発パネル等を作成し普及啓発を実施
- マイクロチップを装着している飼い主は、平成 29 年度実態調査では 9.9%で、平成 23 年度実態調査時の 3.5%から増加
- 連絡先のある首輪・迷子札などをつけている飼い主は、平成 29 年度実態調査では 7.1%で、平成 23 年度実態調査時の 14.5%から減少

(4) 多頭飼育に起因する問題への対応（施策 4）

- 動物の多頭飼育に起因する生活環境の悪化等の問題に対しては、住民や動物愛護団体等からの情報に基づき、住民に身近な区市町村が主体となって対応
- 飼い主の生活支援等を行っている地域の福祉・保健等の関係機関と連携した対応が必要な事例もあるため、都内の関係機関に対して、多頭飼育に起因する問題の具体的事例等の情報提供
- 平成 27 年度に行政職員、登録譲渡団体、動物愛護推進員を対象として「社会福祉学から見たアニマルホーダー」をテーマとした研修会を開催
- 平成 29 年度から 30 年度にわたり、都と区市町村で構成する動物行政検討会において多頭飼育問題に関する情報交換や対策の検討を実施

(5) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策（施策 5）

- 平成 22 年 2 月における国からの通知に基づき、警視庁と動物愛護管理担当部署との連携促進を依頼
- 都内の警察署に飼育改善指導が必要な事例を示すなど情報共有を図り、動物の不審死体等があった際に連携して対応
- 平成 27 年度に遺棄・虐待防止の啓発ポスターを作成し、区市町村、警察署、都立公園に配布
- 平成 27 年度から、大型デジタルサイネージを活用した遺棄・虐待防止の普及啓発を実施
- 動物愛護相談センター職員の対応能力の向上のため、動物の遺棄・虐待対応のための研修や、動物虐待を科学的・客観的に評価するための研修に参加

(6) 適正飼養の普及啓発に係る動物愛護推進員等の人材育成（施策 6）

- 都において動物愛護推進員を約 300 名委嘱
- 動物愛護推進員と区市町村や動物愛護推進員間の協力体制を構築し、活動の活性化を図るため、動物愛護推進員の人材情報を活動分野別に整理し、区市町村や関

係団体に情報提供

- 動物愛護推進員を対象とした研修を実施するとともに、毎年度、活動分野別の連絡会を開催し情報共有
- 動物愛護推進員制度について、ホームページでの情報提供、普及啓発パネルのイベントでの展示などによる制度の紹介、活動時に使用できるリーフレットを作成

(7) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援（施策7）

- 地域の動物愛護推進員とも連携しながら、小学校における動物教室を実施
- 平成30年度からは民間事業者を活用して動物教室を実施（平成30年度60校）
- 平成27年度から動物愛護相談センターにおいて、夏休み動物セミナーを開催
- 教育庁主催の教職員等を対象とした学校における動物飼育に関する講習会に動物愛護相談センター職員を講師として派遣

2 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業の監視の強化（施策8）

- 平成29年度末における都内の動物取扱業者の登録施設数は約4,700施設
- 都民からの苦情相談等に基づき、監視指導を実施
- 事業者評価制度を導入し、事業者が守るべき基準の遵守状況を評価して、評価の低い事業者に対しては重点的に監視指導を実施
- インターネット販売における広告等の情報を確認し、必要な場合は改善を指導
- 平成26年度にペットショップに対する改善勧告及び改善命令を実施
- 平成27年度にペットショップに対する業務停止命令を実施、また、猫カフェに対する改善勧告及び改善命令を実施
- 平成28年度に猫カフェに対する業務停止命令及び登録取消しを実施
- 平成28年度に猫カフェの一斉監視を実施（61軒）

(2) 動物取扱業への指導事項の拡大（施策9）

- 動物取扱責任者研修において、法令等に関する知識、社会的責務に加え、適宜、ニーズにかなった情報提供等のカリキュラムへの追加や、外部講師活用等を実施
- 事業者による自主管理の導入を促すためのパンフレットを作成
- 幼齢犬猫販売時等の日齢規制の変更及び販売業者、貸出業者又は展示業者における猫の夜間展示等について、該当する第一種動物取扱業者に対する周知を徹底
- 動物愛護相談センターが実施する講習会、見学実習などにおいて専門学校等の学生等の受入れを実施
- 適正飼養講習会の案内を動物関係専門学校に毎年度送付

(3) 特定動物飼養許可及び適正飼養の徹底（施策10）

- 飼養又は保管許可の取得、施設基準の遵守、逸走防止措置、マイクロチップ等による個体識別及び都への届出等について、施設の監視時の指導や、動物取扱業者による販売時の事前説明等を通じて、飼い主に周知
- 特定動物を飼い始めようと考えている都民に対して、許可申請の事前相談等の機会を通じて、安易な飼養の防止と許可制度の内容についての周知を徹底
- 特定動物飼養・保管許可取得者に対し、文書による飼養状況調査を毎年度実施
- 特定動物による事故（動物園におけるニシゴリラによるこう傷事故事例等）や無許可飼養事例（ヒメハブの無許可飼養事例等）発生時に立入調査を実施

(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応（施策11）

- 畜産業者等に対して、家畜防疫等の観点から、関係部局と連携し、畜舎等における動物の取扱いや施設の管理について監視指導

3 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

(1) 動物の譲渡拡大のための仕組みづくり（施策12）

- 平成26年度に登録譲渡団体専用の閲覧サイトを開設し、譲渡対象動物の情報提供を開始
- 平成28年度に猫の譲渡を例とした、譲渡のしくみを紹介するアニメを作成し、YouTube 東京都チャンネルで公開
- 平成29年度に登録ボランティアの協力を得て、都からはミルクや哺乳瓶等の物品を提供して離乳前子猫を育成・譲渡する事業を開始
- 平成30年度に負傷動物の譲渡に協力する登録譲渡団体等に必要な保護具等を提供する取組を開始
- 平成28年度から「動物譲渡促進月間」を設定し、大型デジタルサイネージを活用した普及啓発や都立公園等における譲渡事業のPRイベントの開催等、譲渡制度の認知度を高める取組を実施
- 平成29年度に東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」を開設し、譲渡対象動物情報の掲載、登録譲渡団体の譲渡会情報、飼い主支援情報、譲渡を受けた都民の体験談を公開

(2) 取扱動物の適正な飼養管理の確保（施策13）

- 動物福祉と動物の健康安全面に考慮した動物愛護相談センターの飼養管理

※ 現行の東京都動物愛護管理推進計画に掲げた具体的数値目標（動物の引取数、動物の致死処分数、犬及び猫の返還・譲渡率）については、平成29年度実績において全て達成

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

(1) 動物由来感染症への対応強化（施策14）

- 平成18年度に設置した動物由来感染症関係局連絡調整会議を活用して、感染症発生時に迅速に対応できるよう連絡体制を構築
- 狂犬病発生時対応マニュアルを作成し、マニュアルに基づく訓練を実施
- 平成26年度から、国の通知に基づき、野生動物における狂犬病調査を、環境局及び健康安全研究センターと協力して実施
- 飼養動物における動物由来感染症の発生状況を把握するため、東京都獣医師会と協力し動物病院における感染症の診断状況や、人と動物との共通感染症を対象としたサンプリング調査等の発生状況モニタリングを実施
- 都民に販売される動物や、都内動物園において、来園者がふれあうことが可能な動物を対象に、病原体保有実態調査を実施
- 動物由来感染症検討会において動物由来感染症の調査の手法や成果等についての検証を実施
- パンフレットやホームページ等により情報提供を行うなど、動物の取扱いと感染症の正しい知識に関して普及啓発を実施

(2) 災害時の動物救護体制の充実（施策15）

- 都の総合防災訓練において、東京都獣医師会や区市町村と協力し、平常時から災害に備えたペット用品の備蓄や避難ルートの確認、ペットの同行避難に必要なしつけや健康管理を行うことの重要性などについての普及啓発を実施
- 区市町村に対して、東京都地域防災計画や避難所管理運営の指針等を提示し、区市町村における防災計画や災害時動物対応マニュアルの整備等、動物救護体制の整備に関する取組を促進するよう働きかけ
- 平成26年度から27年度にかけて、動物行政検討会において、災害対策に関する情報交換や対策の検討を行い、災害時対策事例集を作成し全区市町村に配布
- 現地動物救援本部の各構成団体と通信訓練を実施し、発災後直ちに連絡を取り合える体制を構築

第3 次期推進計画に盛り込むべき主な事項

1 動物の適正飼養の啓発と徹底

(1) 適正飼養・終生飼養に係る普及啓発の強化

- 動物取扱業者を通じた飼い主への普及啓発等(動物を飼い始める時からの適切な飼い方の啓発、飼養のための情報提供など飼い主への継続的なサポート)の実施
- 動物愛護相談センターを中心とした飼い主がより適切な飼い方を学ぶ機会の提供
- 獣医学や動物行動学等の知見、動物の飼養に係る法令・制度など、動物を適切に飼うために役立つ知識を専門家と連携しわかりやすく提供
- 飼養に役立つ飼い主のための情報を東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において広く発信
- 高齢者とペットの暮らしを支援するため、日ごろから心がけておくこと等を盛り込んだパンフレットを区市町村等と協力して配布

(2) 犬の適正飼養の徹底

- 引き続き、犬の登録・狂犬病予防注射の確実な実施を促進するとともに、こう傷事故が多数発生している状況も踏まえた事故防止のための啓発を推進

(3) 多頭飼育に起因する問題への対応

- 多頭飼育が問題となる事例が発生した場合に、動物管理、生活衛生、福祉、地域保健、警察等の関係機関が、ケースに応じて迅速に協議の場を設定し、連携して対策をとるための、対応手順等の整理や関係機関での情報共有

(4) 動物の遺棄・虐待防止に関する対策

- 海外の動物虐待防止機関における知見等も参考とした、動物虐待が疑われる事例を把握した際に的確に対応するための手法等の確立と、警察及び獣医療、地域保健等に係る関係機関との連携体制の強化

(5) 地域における適正飼養の推進のための人材育成

- 地域において飼い主に動物の適切な飼い方やしつけの方法等を教示・説明できる、指導的な人材を確保・養成するための、動物愛護相談センターにおける動物愛護推進員等を対象とした講習会等の実施

(6) 小中学校等の教育現場での動物愛護管理の普及啓発活動への支援

- 生命を大切にし、自他を尊重する健全な心を子供のころから育むための、小学生等を対象とした動物教室の実施、子供にわかりやすい教材の提供等による教育機

関と連携した学習支援の展開

- 引き続き、学校現場における適切な動物飼養方法等について、区市町村と連携し教職員等に対し普及啓発を実施

2 動物の致死処分数の更なる減少を目指した取組の推進

(1) 地域における飼い主のいない猫対策の定着・普及

- 飼い主のいない猫対策を、地域住民の理解を得ながら円滑に進めるための、リーフレット等を用いた住民向け普及啓発、実施に当たって様々な工夫をした事例を掲載した「飼い主のいない猫対策ガイドブック」の関係者への配布
- 地域住民を含めた関係者の協議会設置、実態調査、目標設定、ボランティアや動物病院等との協力体制の構築等、地域の実情に応じた取組を行った成果等の情報を区市町村等に提供し、効果的な取組内容を普及

(2) 譲渡拡大のための仕組みづくり

- 「動物譲渡促進月間」における重点的な広報活動等により、譲渡の取組の認知度向上を図るとともに、都や登録譲渡団体、ボランティア、動物愛護に取り組む学生サークル等の交流機会の設定等により、譲渡活動の連携・協力の輪を拡大
- 動物愛護相談センターにおける、譲渡対象動物の情報の集約・提供を進めるとともに、譲渡を受けやすい環境を整備
- 東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において、譲渡対象動物の情報や登録譲渡団体が開催するものを含めた譲渡会等の情報を広く発信し、譲渡機会を拡大
- 離乳前子猫の育成・譲渡、負傷動物の譲渡等を登録譲渡団体やボランティア等と協力して実施し、譲渡が難しい動物の譲渡を促進
- 譲渡後も飼い主が適切な飼養を継続できるよう、高齢動物や負傷動物等を含めペットの飼養に役立つ情報を東京都動物情報サイト「ワンニャンとうきょう」において発信するなど、譲渡後のフォローアップを充実

(3) 取扱動物の適正な飼養管理の確保

- 動物愛護相談センターで引取り・収容した動物を健康な状態で譲渡できるよう、個体管理を基本とし、ストレスへの配慮や感染症の防止、治療の実施など動物福祉の考え方を踏まえた飼養管理を実施
- 飼養施設については、必要な設備やスペースの確保、周辺環境等を十分に考慮し飼養環境を整備
- 動物愛護相談センターにおいて、引取り・収容した動物を譲渡に適した状態とするため、動物のしつけに必要な専門能力の向上を図る。

3 事業者等による動物の適正な取扱いの推進

(1) 動物取扱業の監視強化

- 動物取扱業者・施設数の増加、東京の地理的特性や対象施設の分布状況等を十分に考慮し、監視指導の専管部門としての的確に対応するための体制を確保
- 法令違反については厳正に対処し、問題のある事業者に対しては、迅速かつ集中的・継続的な監視指導が行える体制を確保
- 効率的な監視指導の実施のため、ICTを活用した事業者情報の管理、動物愛護相談センター各施設間での共有を行うとともに、事業者評価に応じた監視指導を検討

(2) 業態の多様化に応じた監視指導と自主管理の促進

- 第一種動物取扱業の業態の多様化、展示業種の事業者の増加等に適切に対応するため、業態に応じた法令周知や指導方法を検討し、効果的に監視指導を実施
- 苦情やトラブルに繋がるケースの要因分析を業態ごとに行い、事業者への周知や、自主管理点検票の作成・配布等により、事業者の自主的管理を促進

(3) 特定動物飼養における適正飼養の徹底

- 引き続き、特定動物の飼い主及び販売業者に対する監視指導の徹底を図るとともに、警察等の関係機関と連携して無許可飼養を防止

(4) 産業動物及び実験動物の適正な取扱いへの対応

- 引き続き、都が所管する畜舎等の監視指導体制を確保するとともに、区市保健所とも連携して事業者への指導等を実施
また、研究機関等に対し実験動物の適切な取扱いに係る普及啓発を実施

4 災害対策をはじめとする危機管理への的確な対応

(1) 動物由来感染症への対応強化

- 引き続き、狂犬病発生を想定した訓練の実施により、対応体制の実効性を検証するとともに、関係機関との連携を含め必要な体制を確保
- ペットを介在する動物由来感染症の発生状況や対策について、動物病院や獣医師会、獣医系大学等の研究機関と連携して調査研究を行い、飼い主等への普及啓発を推進

(2) 災害への備え・発災時の危機管理体制の強化

- 住民に身近な区市町村の担当窓口のほか、ペット用品やフードの販売店、動物病院等の飼い主がよく利用する施設・事業者等を通じて、飼い主に対し、被災時に

起こり得る状況、災害への備えの重要性の普及啓発を推進

- 引き続き、災害時における獣医師会等の関係団体と連携した対応体制の強化を図るとともに、ボランティアの受入・支援活動のための区市町村の体制整備や広域調整の仕組みづくりを推進
- 動物愛護相談センターは危機管理対応の基幹施設として、動物救援本部の設置や関係機関との連絡、区市町村の支援等の役割を果たせるよう、必要な機能を備えるとともに、リスク分散、他自治体等の関係機関への協力要請なども視野に入れ、災害時の対応体制強化を検討